廃校又は休校となっている公立小中学校の校舎等について、 活用効果等を周知するなどして、社会情勢の変化、地域の実 情等に応じた一層の有効活用を図るよう文部科学大臣に対し て改善の処置を要求したものについての報告書(要旨)

平成22年9月 会計 検査 院

廃校又は休校となっている公立小中学校の状況等

公立の小学校及び中学校(以下「公立小中学校」という。)の設置、管理及び運営の事務は、市町村(特別区及び市町村学校組合を含む。以下同じ。)が行うこととされている。そして、公立小中学校の設置等に要する経費については、原則としてその学校を設置する市町村(以下「設置者」という。)が負担することとされているが、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和33年法律第81号。平成18年3月31日以前は義務教育諸学校施設費国庫負担法)等により、国は公立小中学校の校舎等の新築、増築又は改築等の事業の実施に要する経費の一部を負担することとされ、設置者に対して公立学校施設整備費負担金、公立学校等施設整備費補助金及び安全・安心な学校づくり交付金(以下、これらを合わせて「国庫補助金」という。)を交付している。

近年、少子化等に伴い、児童生徒数が減少している公立小中学校が増えており、規模の適正化等の視点から学校の統廃合が行われている。そして、設置者から廃止の届出があった公立小中学校(以下「廃校」という。)は、平成14年5月2日から21年5月1日までの間で47都道府県の697設置者における2,446校となっている。また、廃止の届出はないものの児童生徒が在籍しておらず学級数が0の公立小中学校(以下「休校」という。)は、21年5月1日現在で37道府県の173設置者における441校となっている。

公立小中学校の校舎等は、多額の国庫補助金を投入して整備された施設であるとともに、 地域住民にとって身近な公共施設であることから、廃校又は休校となった場合には、住民 の共通の財産として可能な限り積極的に有効活用されることが求められている。

また、社会情勢の変化等に伴い、介護老人福祉施設、保育所等の社会福祉施設の必要性が高まっている一方で、現在の国や地方の財政状況にかんがみれば、多額の財源を投入して新たな施設を整備することには限界があることから、既存の施設を有効に活用することがより一層重要となっている。

本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

経済性、効率性、有効性等の観点から、廃校又は休校となっている公立小中学校の校舎 及び屋内運動場(以下「廃校等施設」という。)は有効に活用が図られているか、未活用 となっている廃校等施設の活用に向けた検討状況はどうか、さらに、未活用となっている 廃校等施設を地域の実情に応じた社会的需要の高い施設として有効活用することにより、 新たに施設を整備するのに比べてどの程度費用を軽減しているかなどに着眼して検査した。 そして、国庫補助金を原資として整備され、21年5月1日現在で耐用年数が残存し、かつ、 耐震基準を満たしている47都道府県の528設置者における1,333校の廃校等施設を対象とし て、47都道府県から廃校等施設に係る調書の作成及び提出を求めてこれを分析するととも に、文部科学省及び31都道府県において、廃校等施設の現況を確認するなどして会計実地 検査を行った。また、文部科学省以外の厚生労働省等6省庁において、廃校等施設の有効活 用を図る際に利用可能な国庫補助制度の状況及びその利用状況等について検査した。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 廃校等施設の状況

検査の対象とした1,333校の廃校等施設の残存価額(廃校等施設の建設時から廃校又は休校となった時点までに経過した期間を耐用年数から差し引いた期間に応じた価額をいう。以下同じ。)は、計2138億1871万余円となっており、これに対する国庫補助金相当額は計865億8818万余円となっている。

(2) 休校の実態

会計実地検査を行った31都道府県において、14年度以降に休校から復校(休校となっていた公立小中学校に再び児童生徒が在籍して学級を有することをいう。以下同じ。)した学校の数は、特別な事情があるものを除くと1校にすぎないことから、いったん休校となると復校する可能性は極めて低く、廃校にしたのと実態面では変わらないと認められる。しかし、文部科学省は、廃校の施設の活用状況については、調査を行って把握しているものの、休校の施設の活用状況については、現在も学校施設であるとして調査、把握をしていない。

(3) 未活用となっている廃校等施設の状況

1,333校の廃校等施設についてみると、46都道府県の292設置者における554校の廃校 等施設(残存価額計646億5340万余円(国庫補助金相当額計269億3693万余円))が未 活用となっている。

(4) 未活用となっている廃校等施設の活用に向けた検討状況等

未活用となっている廃校等施設を活用することに関する設置者の検討状況等をみると、廃校409校については、活用に向けて何らかの検討を行っているものは337校(82.

3%)となっていて、教育委員会以外の他部局を含めて広く行政内部で検討を行っているものが268校(65.5%)ある。一方、休校145校については、活用に向けて何らかの検討を行っているものは82校(56.5%)にとどまっていて、教育委員会以外の他部局を含めて広く行政内部で検討を行っているものは50校(34.4%)にとどまるなど、廃校に比べて活用に関する検討が十分に行われていない。

したがって、長期間休校となっていて、復校の可能性が極めて低いものは、実態と して廃校と変わらないのであるから、これを廃校として、管理者を教育委員会から市 町村長に替えれば、より広く施設の有効活用に向けた検討を行うことが可能となる。

(5) 有効活用促進のための財政支援制度の状況

文部科学省が実施しているとしている国庫補助制度を含めた財政支援制度の把握、 周知の状況についてみると、把握して設置者に周知していたのは、厚生労働省等6省庁 の12制度であり、このうち6制度については利用実績がない状況であった。さらに、利 用可能であるにもかかわらず文部科学省が把握していない制度が10制度あった。

また、これらの国庫補助制度は、廃校等施設の活用も対象としているものの、通常は新たな施設の整備に利用されることが多い。このことから、廃校等施設の有効活用を積極的に進めるためには、文部科学省と各省庁との間で財政支援制度の利用の促進等に関する連携、意見交換等が必要であると考えられるが、文部科学省が実施しているのは、主として利用可能な国庫補助制度の把握にとどまっており、十分ではないと認められる。

(6) 廃校等施設を有効活用した場合の活用効果等

廃校等施設を有効活用して施設を整備する場合は、新築により整備するのに比べると、整備期間が短期間となるだけでなく、施設整備に伴う初期費用が軽減し経済的である。そこで、廃校等施設を有効活用して施設を整備したものについて、今回の会計実地検査で把握できた事例を活用方法別に示すと次のとおりである。

ア 老人福祉施設として活用 13件 軽減された費用の推計額 約12億7600万円

イ 保育施設として活用 6件 軽減された費用の推計額 約9億0200万円

ウ その他の社会福祉施設として活用

15件 軽減された費用の推計額 約25億7500万円

(7) 有効活用されていない廃校等施設

活用されている廃校の校舎についてみると廃校としてから3年未満に活用しているも

のが全体の93.6%となっていることから、活用に関する検討期間を3年未満として、この検討期間を考慮したとしても、有効活用されていない廃校等施設は42都道府県の13 7設置者における216校において見受けられ、その残存価額は計249億2405万余円、これに対する国庫補助金相当額は計104億7450万余円となっている。

(改善を必要とする事態)

地域において、介護老人福祉施設、保育所等の社会福祉施設等の整備が求められている 一方で、耐用年数が残存し、かつ、耐震基準を満たしているにもかかわらず有効活用され ていない廃校等施設が見受けられる事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。 (発生原因)

このような事態が生じているのは、次のことなどによると認められる。

- ア 設置者において、長期間休校となっていて復校の可能性が極めて低いものについて、 廃校にすることを含め施設の有効活用に向けた検討が十分でないこと、廃校等施設の有 効活用を図る際に利用可能な国庫補助制度を含めた財政支援制度に対する理解、検討が 十分でないことなど
- イ 文部科学省において、休校施設の活用状況を調査、把握していないこと、設置者に対して、廃校等施設の有効活用を図るために地域住民の意向を聴取するなどの体制整備についての指導が十分でないこと、廃校等施設を社会福祉施設等の社会的需要の高い施設として有効活用した場合の活用効果等についての周知が十分でないこと、廃校等施設の有効活用を図る際に利用可能な国庫補助制度の把握、周知が十分でないこと、また、廃校等施設を有効活用するための財政支援制度を利用することに関する各省庁との連携、意見交換等が十分でないこと

本院が要求する改善の処置

多額の国庫補助金を投入して整備された施設であるとともに地域住民にとって身近な公 共施設である公立小中学校が廃校又は休校となった場合、現在の我が国が置かれている財 政状況を考慮すると、その廃校等施設を地域の実情に応じて社会福祉施設等の社会的需要 の高い施設として積極的に有効活用していくことがより一層重要となる。

ついては、文部科学省において、次の点に留意するなどして、社会情勢の変化、地域の実情等に応じた廃校等施設の一層の有効活用を図るよう改善の処置を要求する。

ア 休校施設の活用状況を調査し、把握すること

- イ 設置者に対して、廃校等施設の有効活用を図るために地域住民の意向を聴取するなど の体制整備についての指導を十分に行うとともに、廃校等施設を社会福祉施設等の社会 的需要の高い施設として有効活用した場合の活用効果等についての周知を十分に行うこ と
- ウ 廃校等施設の有効活用を図る際に利用可能な国庫補助制度の把握、周知を十分に行う こと、また、廃校等施設を有効活用するための財政支援制度を利用することに関する各 省庁との連携、意見交換等を十分に行うこと